

後志の農業 2023



目 次

I	後志の概要	1
1	後志の由来	1
2	位置・面積	1
3	人口及び産業	2
4	気象	2
II	後志の農業概要	3
1	農業経営体数	3
2	農家人口	3
3	耕地面積	3
4	経営耕地規模別農家戸数	4
5	新規就農者	4
6	農地流動化	4
7	農業産出額	5
III	主要農畜産物の動向	6
1	水稻	6
2	畑作物	6
3	野菜	7
4	畜産	7
5	果樹	8
IV	後志農業の特色	9
1	地域の特徴	9
2	後志管内における作付面積 の全道比率の高い農作物	10
	後志管内の主なブランド農産物	10
V	クリーン農業	11
1	クリーン農業の取組	11
2	北のクリーン農産物表示制度 (YES! clean表示制度)	11
3	環境負荷低減事業活動実施計画	11
4	特別栽培農産物表示 ガイドライン	11
5	有機農産物の日本農林規格	11

VI	愛食・食育	12
1	管内の愛食・食育の取組	12
2	北海道らしい食づくり名人登録制度	12
3	道産食品独自認証制度、 道産食品登録制度	12
4	地産地消に向けて	12
5	北のめぐみ愛食レストラン	12
VII	農業改良普及活動	13
1	農業改良普及センターの管轄区域	13
2	農業改良普及センターの普及課題	13
VIII	家畜衛生	14
1	後志家畜保健衛生所の概要	14
IX	後志の農業・農村整備事業	15
1	事業の概要	15
2	事業の体系	15. 16
3	後志の農業農村整備事業	17. 18
X	後志総合振興局産業振興部組織機構図	19
X I	主要農業関係機関一覧	20
X II	管内市町村の概要	21



全道に占める後志農業の位置付け

区 分	単位	後 志 (A)	比率 (%)	全 道 (B)	比率 (%)	A / B (%)	備 考
1. 耕地面積							
総土地面積	ha	430,587		8,342,387		5.2%	令和5年 国土交通省国土地理院 全国都道府県市区町村別面積調
耕地面積	ha	34,470		1,141,000		3.0%	令和4年 農林水産省 作物統計
田	ha	8,533	24.8%	221,600	19.4%	3.9%	〃
畑 (樹園地・牧草地含む)	ha	25,952	75.3%	919,900	80.6%	2.8%	〃
1経営体あたり耕地面積	ha	15.6		32.7			
2. 農家数							
農業経営体数	経営体	2,203		34,913		6.3%	2020年農林業センサス
専業農家数	戸	1,394		26,597		5.2%	2015年農林業センサス (2020より調査項目廃止)
3. 人口							
総人口	人	196,847		5,183,687		3.8%	令和4年1月 住民基本台帳
農業就業人口	人	5,036	2.6%	80,552	1.6%	6.3%	2020年農林業センサス
4. 農畜産物収穫量							
米	t	24,800		573,700		4.3%	令和3年 農林水産省 作物統計
小麦	t	8,230		728,400		1.1%	〃
馬鈴薯	t	110,800		1,686,000		6.6%	〃
大豆	t	4,410		105,400		4.2%	〃
小豆	t	3,708		39,100		9.5%	令和3年 麦類・豆類及び雑穀の生産実績等調査、麦類・豆類・雑穀便覧
てん菜	t	76,800		4,061,000		1.9%	令和3年 農林水産省 作物統計
牛乳	t	22,242		4,145,815		0.5%	令和3年 酪農検定検査協会 合乳 検査成績
りんご	t	2,491		5,442		45.8%	令和2年産特産果樹生産動態等調査
ぶどう	t	3,354		3,596		93.3%	〃
5. 家畜飼養頭羽数							
乳用牛	頭	4,458		846,791		0.5%	令和3年 農政部畜産振興課調査 (令和3年2月1日現在)
肉用牛	頭	2,066		353,953		0.6%	令和3年 農政部畜産振興課調査 (令和3年2月1日現在)
豚	10頭	4,601		45,088		10.2%	令和3年 農政部畜産振興課調査 (令和3年2月1日現在)
採卵鶏	千羽	26		7,146		0.4%	2020年農林業センサス
6. 農業産出額							
産出額	千万円	4,263		131,059		3.3%	令和3年 農林水産省 生産農業所得統計
耕 種	千万円	3,356	78.7%	54,563	41.6%	6.2%	〃
畜 産	千万円	903	21.2%	76,517	58.4%	1.2%	〃

I 後志の概要

1 後志の由来

「しりべし」という地名が初めて書物に登場するのは「日本書紀」で、西暦659年(斉明5年)大和朝廷の命を受けた阿部比羅夫が船軍180艘をもって蝦夷国を討ち、「後方羊蹄」に郡領(役所)を置いて帰ったと記されています。

この「後方羊蹄」が現在のどのあたりに当たるかについては、諸説があり、後志地方のほかに、北海道の渡島半島南部、青森県深浦町付近、同県十三湊湖付近、同県青森市付近などが挙げられています。

西暦1869年(明治2年)、国郡制が制定されたことにより、北海道は11国86郡の地域に分けられましたが、この11国のうちの1つに「後志国」がありました。現在の後志地域とほぼ同じ位置にあり、17郡が置かれていました。

国名は、阿部比羅夫が郡領を置いたという「後方羊蹄」の語音にちなんだもので、後志の中央部を流れる尻別川のアイヌ語名「シリ・ペツ(「山の」、「川」の意)」をとり、音訳して松浦武四郎が「後志」と名付けました。

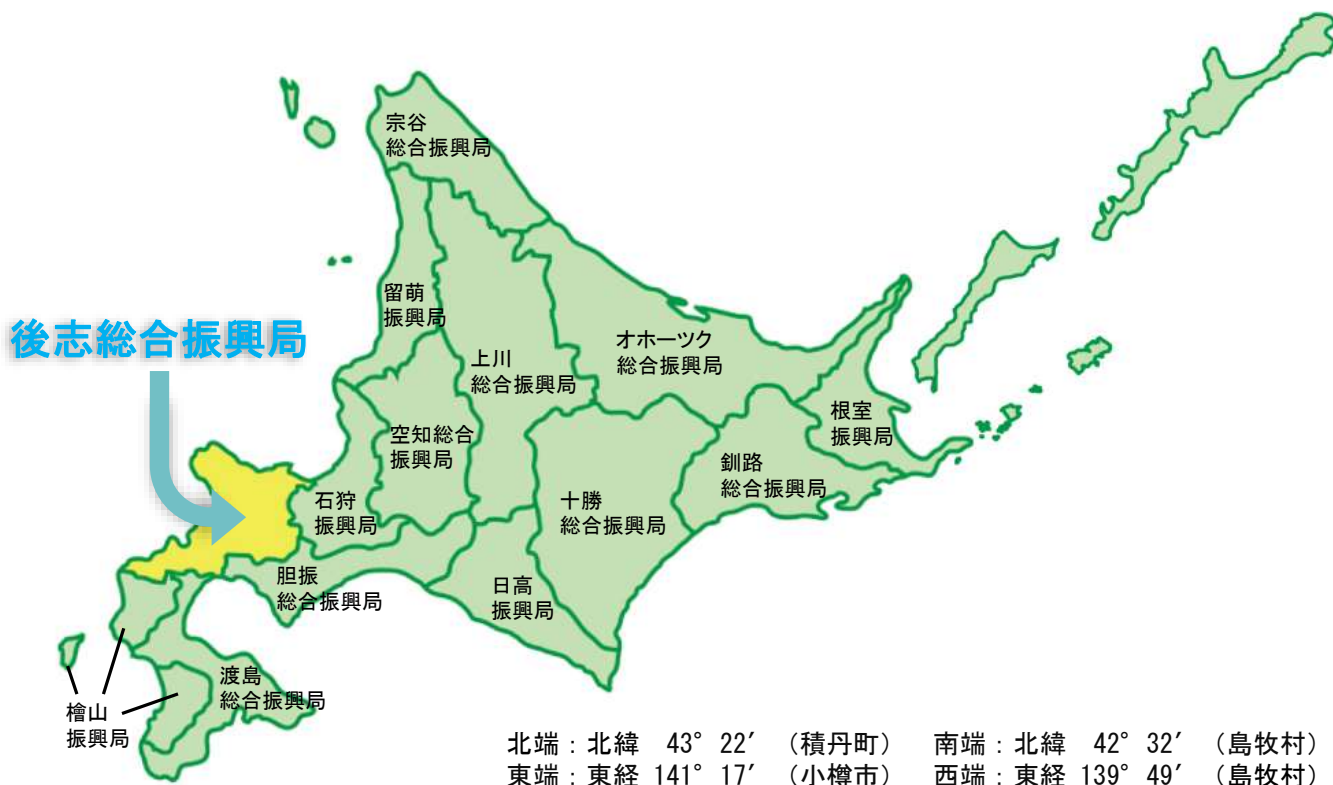
※ 出典:角川「日本地名大辞典」～北海道上巻～

2 位置・面積

後志は、北海道の南西部に位置し、江戸時代には西蝦夷地に属する地域でした。

北部、西部は日本海に面し、東部は石狩地域に接しています。また、南部は西胆振地域に接するとともに、渡島半島(渡島地域・檜山地域)の付け根にまで及んでいます。

後志の総面積は430,587haで全道の総面積8,342,387haの5.2%を占めており、この面積は東京都の総面積の約2倍に匹敵する面積です。



3 人口及び産業

後志管内は、1市13町6村から構成されており、総人口は196,847人で北海道全体の3.8%を占めています。このうち小樽市が110,426人と後志管内全体の56.1%を占めています。（令和4年1月1日現在：住民基本台帳）管内の15歳以上就業者数は88,954人となっています。市町村別では、第一次産業は仁木町（47.8%）、真狩村（38.9%）と、いずれも農業によって高くなっています。第二次産業は岩内町（31.2%）、古平町（26.9%）で割合が高く、それぞれ建設業、製造業の比率が大きくなっています。また、第三次産業は小樽市（79.8%）、倶知安町（78.0%）、泊村（75.9%）で割合が高く、それぞれ卸・小売業・医療・福祉、卸・小売業・公務、電気・ガス等の比率が高くなっています。（令和2年：国勢調査）

4 気 候

後志の気候は、日本海側気候に属し、一般的に春から夏にかけては温暖で晴天に恵まれる日が多いものの、冬は北西の季節風を受け、降雪量が多く、根雪は11月中旬から4月中旬に及びます。しかし、複雑な地勢のため、地域によって気象はかなり異なり、特に冬はその差が著しく現れます。北後志は、比較的温暖で積雪量も少なめであるのに対し、羊蹄山麓地帯では、本道でも最も降雪が早く、道内屈指の豪雪地帯となっています。また、積丹半島以南の沿岸地帯は、季節風を正面から受けて風雪が強く、海は波浪が激しくなります。



Ⅱ 後志の農業概要

1 農業経営体数

農業経営体数は、高齢化や後継者不足などから年々減少しており、令和2年では平成12年に比べ2,049経営体(51.8%)減の2,203経営体となっています。

令和2年より、個人経営と団体経営に分かれ、法人経営は団体経営の中に含めています。



2 農家人口

農家人口は、農業経営体数と同様に年々減少しており、令和2年では平成27年に比べ販売農家で1,569人(19.7%)減の6,405人となっています。

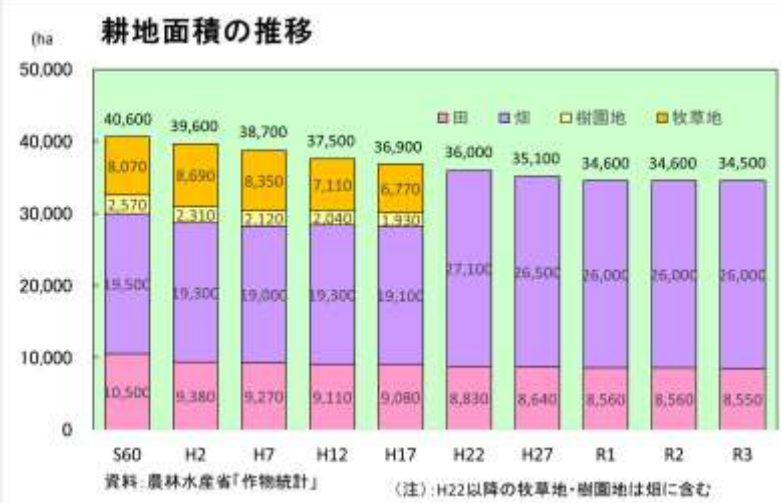
農家人口に占める65歳以上の割合は年々増加しており、令和2年では平成27年に比べ4.5ポイント増の41.2%で、全道平均の37.2%を4.0ポイント上回り、高齢化が進んでいます。



3 耕地面積

耕地面積は、令和元年から横ばいになっていますが、昭和60年から比較すると、減少傾向となっています。

地目別では、畑の割合が75.3%と高くなっています。

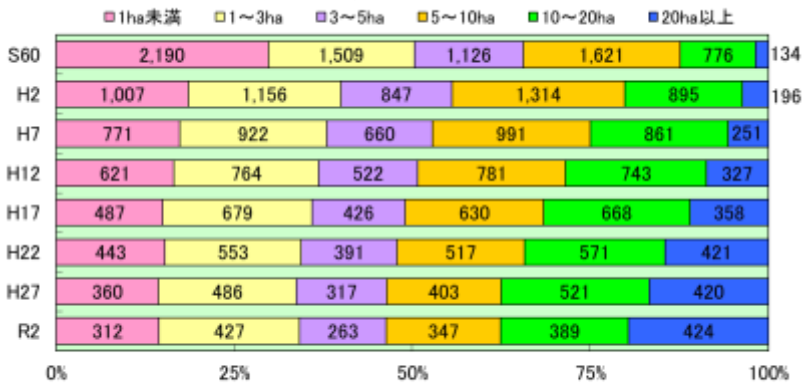


4 経営耕地規模別農家戸数

経営耕地規模別の農家割合は、規模拡大傾向で推移していますが、平均12.4haと全道平均30.2haに比べると小さくなっています。

管内平均12.4haのため全道平均30.2haに比べると小さくなっています。

経営耕地面積規模別農家戸数の推移



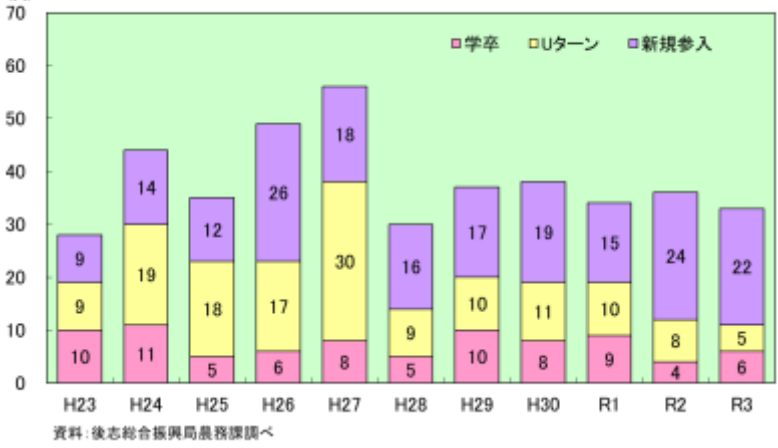
注：H2以降は販売農家、H22以降は経営体数
資料：農林水産省「農林業センサス」

5 新規就農者

新規就農者数は、近年では年間30人～40人程度で推移しており、令和3年は33人が就農しました。

内訳は、農外からの「新規参入者(22人)」が最も多く、続いて「学卒就農者(6人)」、農家出身者の「Uターン就農者(5人)」の順となっています。

新規就農者数の推移

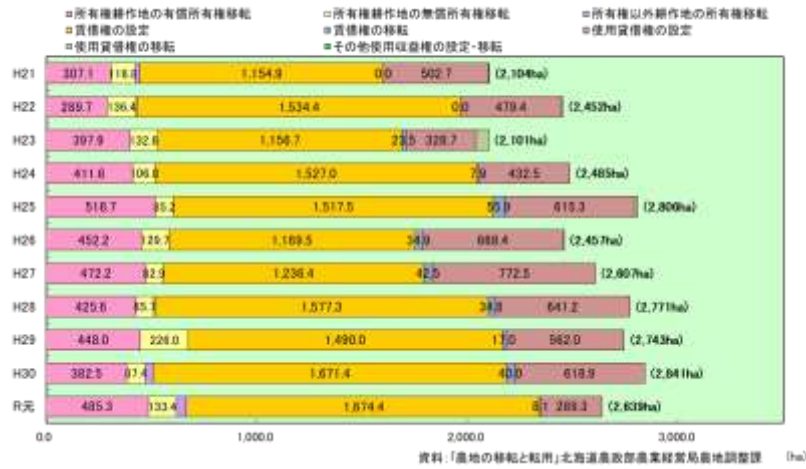


6 農地流動化

農地の移動面積は、年によるばらつきがありますが、近年は2,500ha前後で推移しています。

令和元年の内訳は賃借権の設定、使用貸借権の設定が多く、この2つの権利設定によるものが全体の80%を占めています。

農地移動の推移

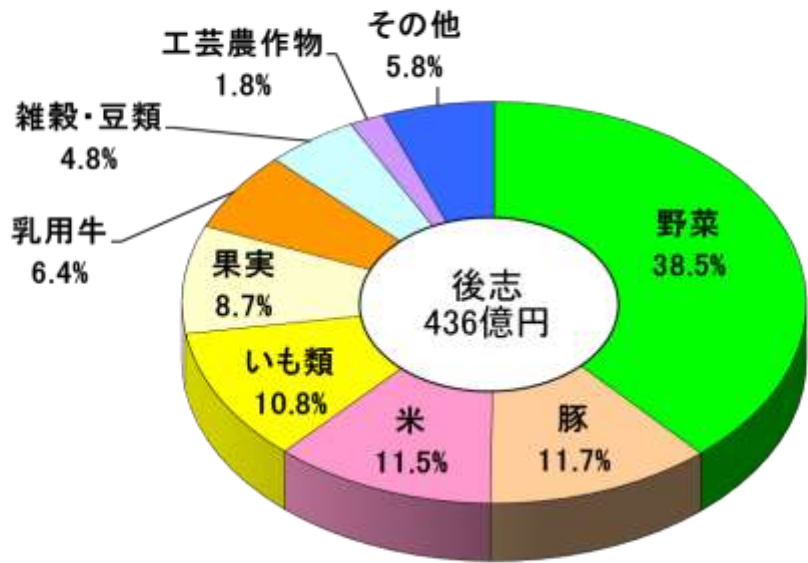


7 農業産出額

農業産出額は、平成6年の523億円が最高で、令和2年は436億円となりました。

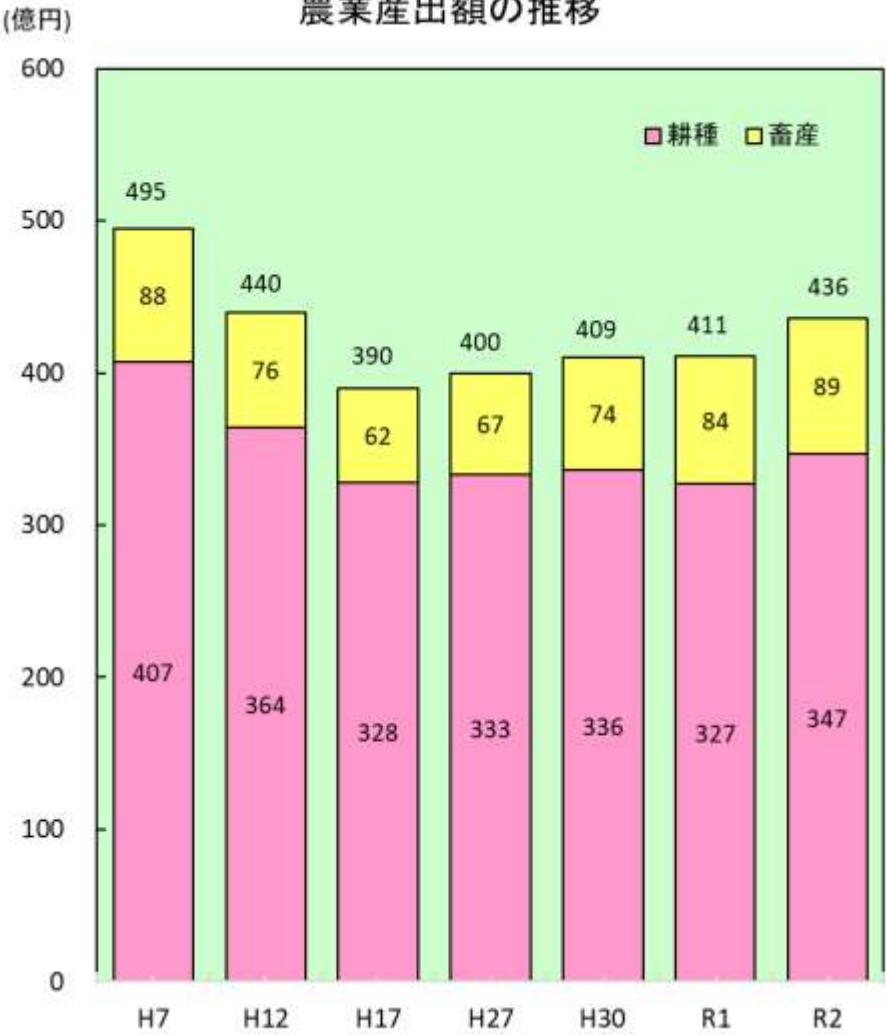
部門別では耕種部門が約8割を占め、野菜が38.5%を占めています。果実は8.7%ですが、全道の約5割を占め、管内農業の特色の一つとなっています。

農業産出額の内訳(R2)



資料：農林水産統計年報

農業産出額の推移



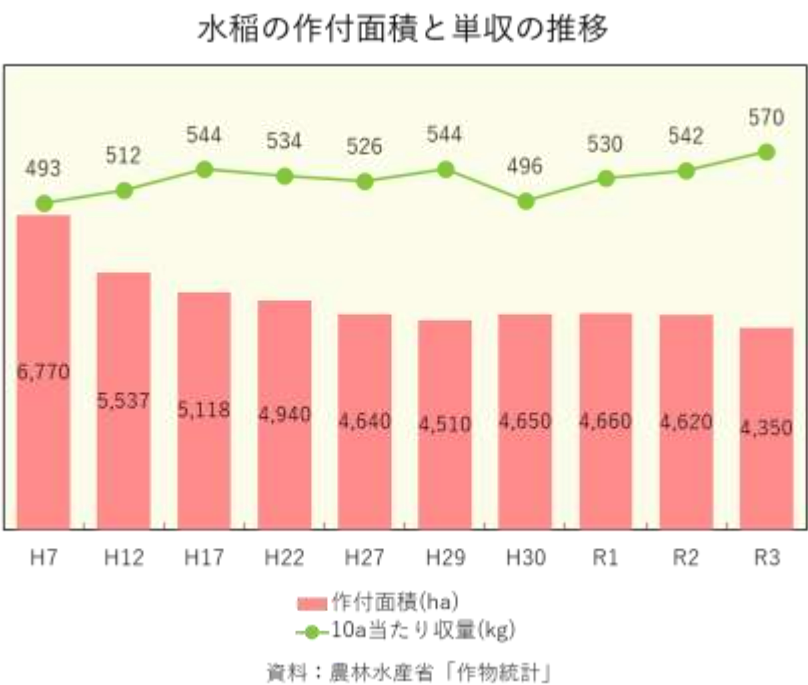
資料：農林水産統計年報

Ⅲ 主要農畜産物の動向

1 水 稻

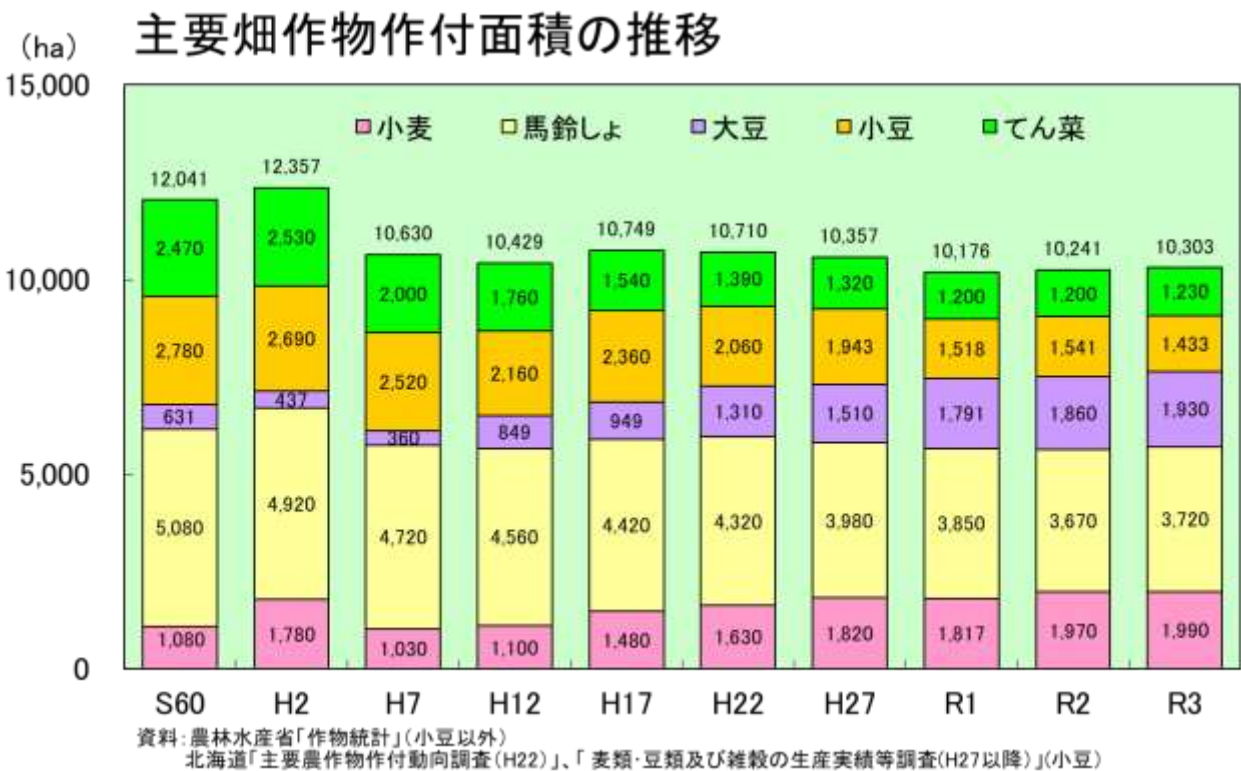
後志管内の水稲作付面積は、昭和45年をピークに、約40年にわたる生産調整の実施や主食用米の国内需要量の減少に伴い、令和3年には4,350ha、収穫量は24,800tとなりました。

全道に占める割合は、作付面積・収穫量ともに5%程度で、また、蘭越町と共和町の2町で管内の水稲作付面積の約7割を占めています。



2 畑作物

羊蹄山麓は、古くから生食用馬鈴しょが作付けされ、全国屈指の産地として高い評価を得ています。主要な品種は「男爵薯」、「キタアカリ」、「とうや」などで、その他、小麦、大豆、小豆、てん菜などと共に輪作で栽培されています。また、共和町、蘭越町などの水田地帯においては、輪作作物として、小麦、大豆、馬鈴しょなどの作付けがあります。



3 野 菜

地理的条件を生かし多種多様な野菜が生産されています。ミニトマト、食用ゆり、すいか、メロン、だいこんなどは全道の生産に占める割合が高くなっています。

単位面積あたりの農業所得が高い野菜は、一戸あたりの耕地面積が小さな後志管内の農業経営において、重要な作物となっています。

主要野菜作付面積の推移



資料：農林水産省「作物統計」、H22 主要農作物作付動向調査、H23 ～主要野菜作付実態調査

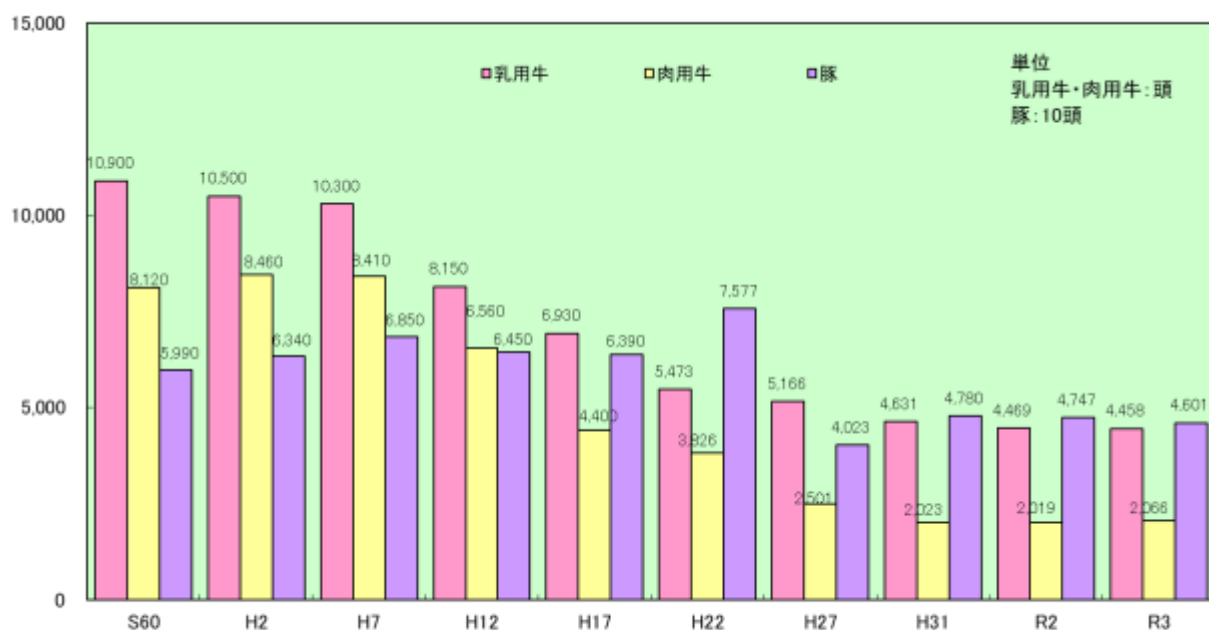
4 畜 産

管内の畜産は、酪農と肉牛生産については、全道平均に比べ一戸当たりの規模が小さく、一方、養豚については、大きくなっています。

乳用牛や肉用牛の飼養頭数は、農業者の高齢化などから減少しており、全道に占める割合は1%程度です。

豚の飼養頭数は、近年増加してきており、全道に占める割合は、10.2%です。

主要家畜飼養頭数の推移



資料：農林水産省「畜産統計」（H17の豚の頭数は調査未実施のため、H16の数値を使用）
H22「農林業センサス」、H27、30、31は平成27・28年度農政部畜産振興課調べ

5 果 樹

仁木町、余市町を中心に、後志の北部は道内有数の果樹生産地帯です。りんご、おうとう、ぶどうを中心に生産されています。近年は、ワイナリーの開設が相次ぎ、醸造用ぶどうの作付けが増加しています。

主要果樹栽培面積の推移



資料：特産果樹生産動態等調査

後志管内 ワイナリー

市町村名	会 社 名	ワ イ ナ リ ー 名
蘭 越 町	松 原 農 園	同 左
ニ セ コ 町	羊 蹄 グ リ ー ン ビ ジ ネ ス	ニ セ コ ワ イ ナ リ ー
仁木町	(株)自然農園グループ	ベ リ ー ベ リ ー フ ァ ー ム & ワ イ ナ リ ー 仁 木
	(株) NIKI Hills ヴィレ ヅジ	NIKI Hills (仁 木 ヒ ル ズ)
	(株) Vina de oro bodege	Vina de oro bodege (ヴ ィ ニ ャ デ オ ロ ボ デ ガ)
	(株)ル・レーヴ・ワイナリー	ル・レーヴ・ワイナリー
	(株)自然農園グループ	Domaine ICHI (ド メ ー ヌ ・ イ チ)
	(株)余市川ワイナリー倶楽部	同 左
余市町	日 本 清 酒 (株)	余 市 ワ イ ナ リ ー
	Domaine Takahiko (ド メ ー ヌ タ カ ヒ コ)	同 左
	(株) OcciGabi Winery	OcciGabi Winery (オ チ ガ ビ ワ イ ナ リ ー)
	リタファーム & ワイナリー	同 左
	登 醸 造	同 左
	Domaine Atsushi Suzuki (ド メ ー ヌ ア ツ シ ス ズ キ)	同 左
	(株)平川ワイナリー	平 川 ワ イ ナ リ ー
	Domaine Mont (ド メ ー ヌ モ ン)	同 左
	ワ イ ナ リ ー YUMENOMORI	同 左
	(株)キャメルファーム	キ ャ メ ル フ ァ ー ム
	モンガク谷ワイナリー	同 左
	(株) YUI	DOMAINE YUI (ド メ ー ヌ ・ ユ イ)
	笠 惇 太 郎	Lan Seqqua (ラ ン ・ セ ヅ カ)
	山 田 雄 一 郎	山 田 堂
	バーガンディー(株)	Misono Vineyard (ミ ソ ノ ヴ ィ ン ヤ ー ド)
小 樽 市	北 海 道 ワ イ ン (株)	北 海 道 ワ イ ン
	OSA WINERY (オ サ ワ イ ナ リ ー)	同 左

IV 後志農業の特色

1 地域の特徴

後志管内の農業地域は、大きく4地域に分類することができます。

■ 北後志地域(積丹町、古平町、余市町、仁木町、赤井川村、小樽市)

温暖で、北海道開拓史時代から果樹栽培を行っている地域で、現在は、さくらんぼや醸造用ぶどうなどの果樹に加え、ミニトマト、カラーピーマン、花きなどの施設園芸も主要品目となっています。

■ 岩宇地域(共和町、岩内町、泊村、神恵内村)

比較的降雪が少なく、水稻や、すいか、メロンの栽培が盛んです。馬鈴しょやスイートコーンなどの栽培も行われています。

■ 羊蹄山麓地域(ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町)

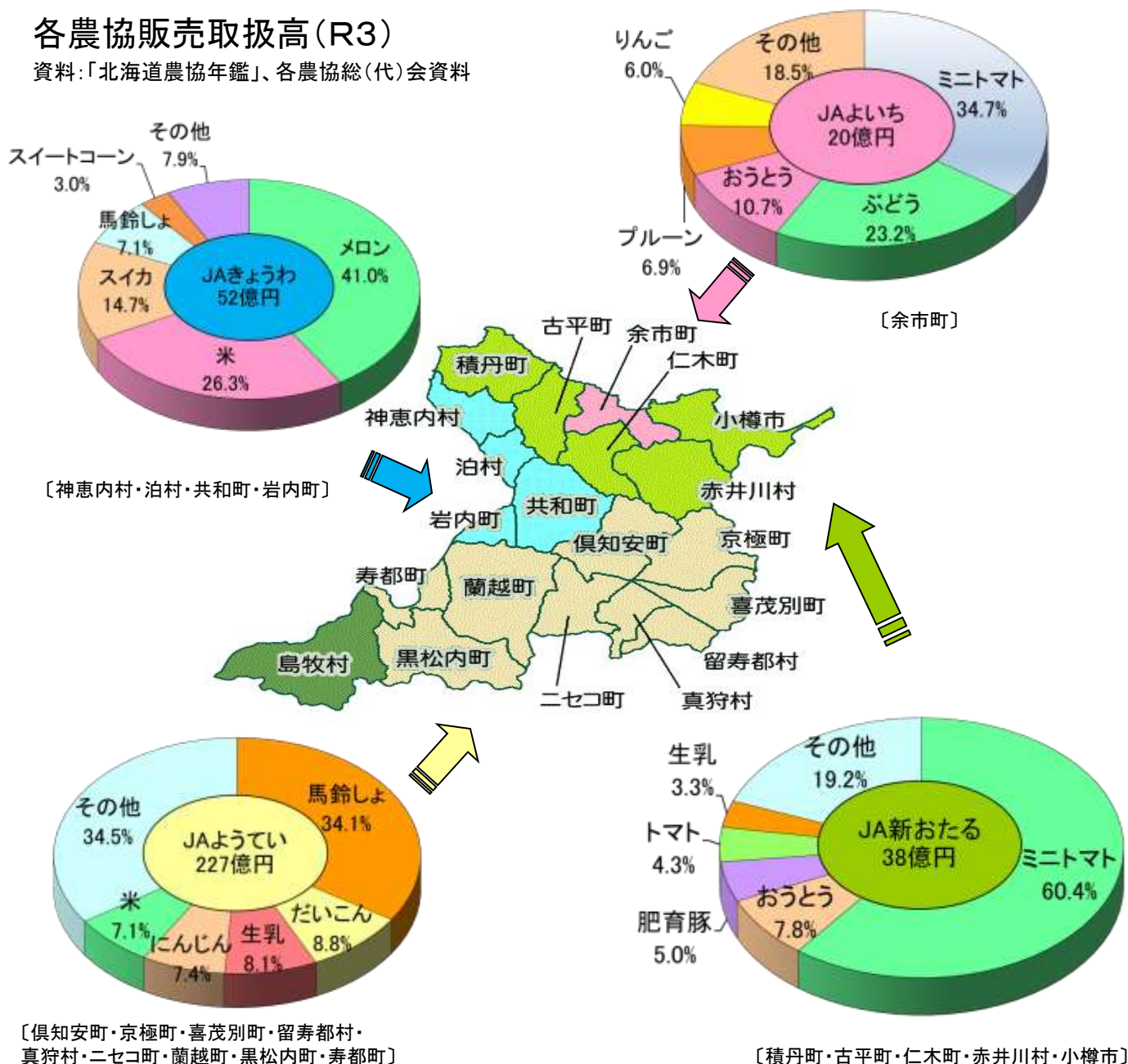
道内でも有数の豪雪地域で、生食用馬鈴しょ、小麦、豆類、てん菜の畑作に加え、だいこんやにんじん、ゆり根、アスパラガスなどは全国屈指の産地です。

■ 南後志地域(島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町)

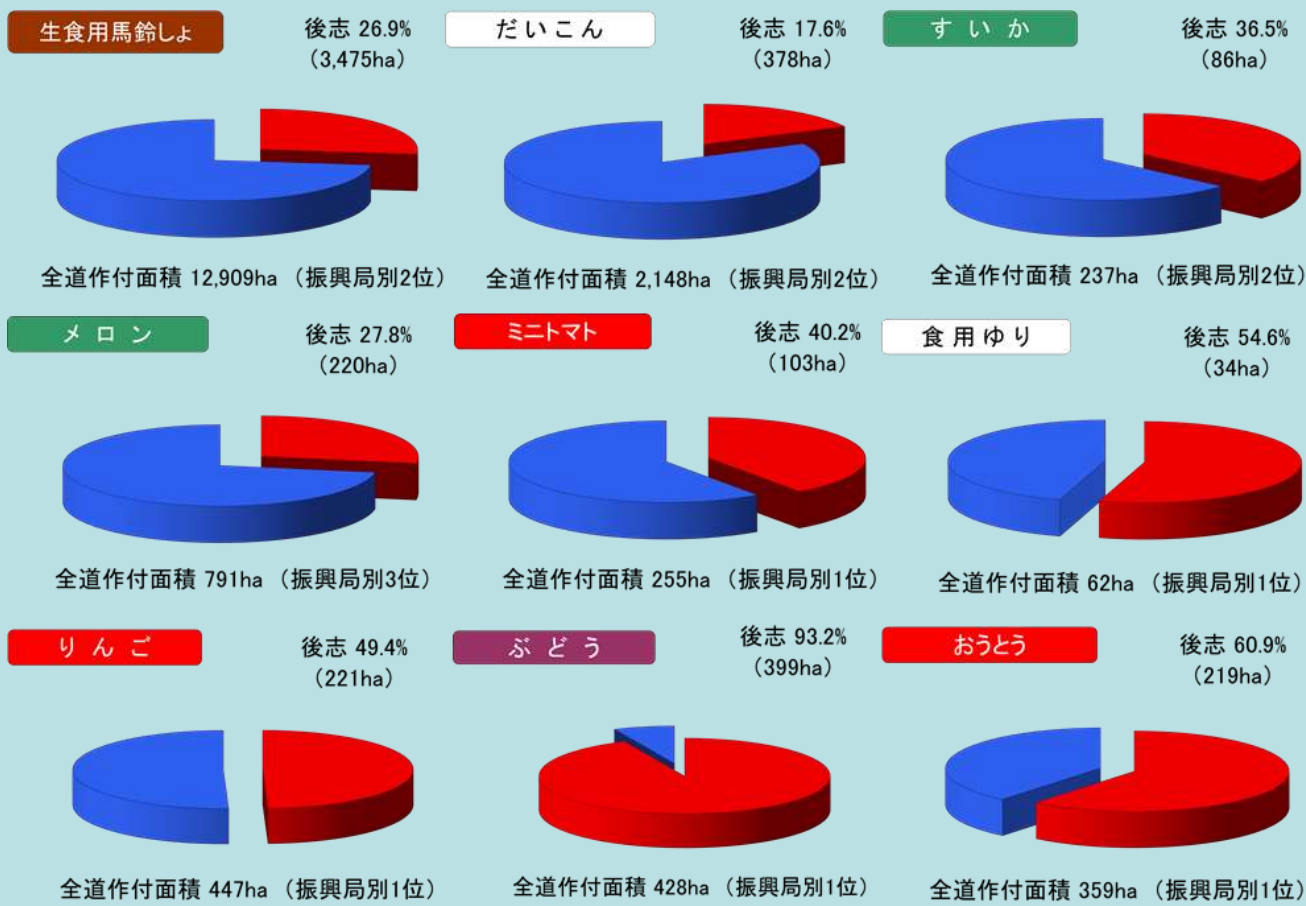
夏期に多霧な黒松内町は酪農や種馬鈴しょなどの生産が盛んで、また、蘭越町は管内有数の水稻生産産地です。その他、小麦など畑作物や露地野菜などの栽培が行われています。

各農協販売取扱高(R3)

資料:「北海道農協年鑑」、各農協総(代)会資料



2 作付面積の全道比率が高い品目



資料：後志総合振興局農務課調べ(R3)
(果樹はR2)

後志管内の主なブランド農産物

仁木町 ミニトマト	余市町 ワイン用ぶどう	らいでん(共和町) すいか・メロン	JAようてい 馬鈴しょ	JAようてい 食用ゆり根	らんこし米
					
JA新おたるエリアの仁木町は、道内第1位の作付けを誇るミニトマトの大産地です。品質の高さが評価され、首都圏や関西圏を中心に出荷されています。	余市町では、1984年にワイン用ぶどうの本格栽培が始まり徐々に生産が拡大し、現在では、我が国最大の生産を誇る産地へと発展し、品質も高い評価を受け、道内外のワイナリーに出荷され、多くの優れたワインが産出されています。	「らいでん」ブランドで有名な、共和町の「すいか」、「メロン」は、本道を代表する産地として、全国に出荷されています。JAきょうわでは、臨時に、内部品質、糖分を計測できる「光センサー装置」を導入し、空洞果や未熟果等は全てが除外されます。	羊蹄山麓は、でん粉質の豊富なおいしい馬鈴しょが生産される道内有数の産地です。JAようていでは、内部傷害(空洞など)の確認できる「光センサー装置」の導入や、種子からの一貫生産体系の構築等により、おいしく、安全なジャガイモが、全国の消費地に出荷しています。	食用ゆり根の全国総生産量に占める北海道内の生産量は98%で、その中でも、真狩村は約4割(610トン)を生産する我が国最大の産地です。生産物の多くは、関西圏に出荷されている他、一部は台湾などにも輸出されています。	蘭越町は、米のおいしさの目安とされるタンパク含有率6.8%以下の米が生産される良質米産地です。また、全国各地の米の匠がその味を争う「米-1グランプリ」の開催をはじめ、地域が一丸となってブランド米づくりに取り組んでいます。

V クリーン農業

1 クリーン農業の取組

クリーン農業とは、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心で品質の高い農産物の安定生産を進める環境保全型農業です。後志管内でも、土づくりを基本に、化学肥料・化学合成農薬の使用を削減する栽培技術を導入したクリーン農業が取り組まれています。

2 北のクリーン農産物表示制度（YES!clean表示制度）

北のクリーン農産物表示制度（YES!clean表示制度）とは、一定の基準を満たしたクリーン農産物を生産する集団を登録し、当該集団が登録の対象となった農産物を出荷する際に行うYES!cleanマークの表示や栽培情報等の公開に関するルール等を定めたものです。

後志管内では、令和3年6月末現在、11市町村で18作物延べ40集団が登録されています。



北海道安心ラベル

3 環境負荷低減事業活動実施計画の認定

北海道では、農林漁業者の環境負荷低減事業活動などを促進するため、みどりの食料システム法に基づく「農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画」を道内179市町村と共同で策定。基本計画に定める環境負荷の低減に関する目標達成に資するため、農業者が作成する「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定申請の受付を、令和5年1月4日より開始しています。

後志管内では、令和5年5月末現在、1町2名の農業者が認定されています。

4 特別栽培農産物表示ガイドライン

特別栽培農産物表示ガイドラインとは、農薬や化学肥料を使用しない農産物や使用を節減して栽培された農産物の生産や表示について、生産、流通、販売に携わる人たちが守るべき一定の基準を定めたものあり、特別栽培農産物とは、その生産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている削減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、次の2点を満たして栽培された農産物をいいます。

- ①削減対象農薬の使用回数が50%以下 ②化学肥料の窒素成分量が50%以下

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
削減対象農薬	〇〇地域比7割減
化学肥料(窒素成分)	栽培期間中不使用
栽培責任者	〇〇〇〇
住 所	〇〇県〇〇市△△
連絡先	TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇
確認責任者	△△△△
住 所	〇〇県〇〇市〇〇
連絡先	TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

削減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
〇〇〇	殺菌	1回
□□□	殺虫	2回
△△△	殺草	1回

5 有機農産物の日本農林規格

有機農産物の日本農林規格（JAS）とは、

- ・種まきをするより2年以上前から農薬や化学合成肥料を原則として使わない
- ・遺伝子組換えの種を使わない

などの生産の方法を定めたもので、登録認定機関が個別に検査認証して、有機JASマークが貼付可能となります。

「有機JASマーク」がない農産物と農産物加工品に、「有機」、「オーガニック」などの名称の表示や、これと紛らわしい表示をすることは、法律で禁止されています。

後志管内では、令和4年5月末現在、小樽市、島牧村、蘭越町、真狩村、喜茂別町、倶知安町、積丹町、余市町で各1事業者、共和町で2事業者、ニセコ町と仁木町で各4事業者、赤井川村で14事業者の計32事業者が有機農産物認定事業者として公開されています。



VI 愛食・食育

1 管内の愛食・食育の取組

北海道では、道民みんなで身近な道産食品の良さを理解し、もっと愛用しようという「愛食運動」の普及啓発を農業団体や消費者団体など一体となって取り組んでおり、後志管内においても、北海道米の道内食率向上に向けたキャンペーン活動など、様々な愛食推進の取組が行われています。

また、学校教育・保健福祉や農業関係者などの連携により、幅広い世代を対象とした食育活動が各地域で行われており、振興局では、食育推進ネットワーク会議を設置して、関係者が一体となった食育活動を推進しています。

2 北海道らしい食づくり名人登録制度

平成17年度から、各地域でその土地ならではの農産物を作っている人や、地域が誇るこだわりの加工品・郷土料理を作っている人など、地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行っている方々を「食づくり名人」として登録し、これらの名人の持つ「技」などの情報をホームページで公開する「北海道らしい食づくり名人登録制度」が創設されました。

令和5年3月末現在、全道で160、後志管内では13の団体・個人の方が登録されており、今後も随時登録者の拡大を図ることとしています。

3 道産食品独自認証制度、道産食品登録制度

道産食品への高い信頼に応えるため、平成16年、安全・安心の諸基準を満たし、独自のこだわりを持って製造された道産食品を認定する「道産食品独自認証制度」（認証マークの愛称：きりりっぷ）がスタートしました。

これまでに、ハム類など21品目の認証基準が制定されており、令和2年3月末現在、全道で50点、後志管内からは熟成新巻鮭（山漬け）1点、納豆4点が認証されています。

また、平成18年1月には、道内で製造・加工された道産加工食品を登録する「道産食品登録制度」が創設され、令和4年2月末現在、356点が登録されています。後志管内からは水産加工品や菓子など18点が登録されており、今後も制度の普及に向けた取組を進めることとしています。



4 地産地消に向けて

後志総合振興局では、後志地区北海道米食率向上戦略会議のメンバーとして、北海道米の美味しさを広く知ってもらえるよう、地域イベントにおけるPR活動を行い、北海道米の消費拡大を図っています。

また、道では輸入小麦から道産小麦への利用転換（麦チェン）を推進しており、麦チェンサポーター店は令和4年5月現在、全道で337店が登録されており、後志管内では、9店舗のベーカリーやレストラン等が登録されています。



5 北のめぐみ愛食レストラン

平成18年度から、道産の食材を使用し、こだわり料理を提供する外食店等を道が「北のめぐみ愛食レストラン」として認定し、北海道の食の魅力を発信してもらう「北のめぐみ愛食レストラン認定事業」がスタートし、令和4年4月14日時点、全道で321店が認定されています。

後志管内では、52の宿泊施設・外食店が認定されており、今後もホームページ等を利用して制度を普及するとともに、認定店の拡大を図ることとしています。



VII 農業改良普及活動

管内の普及センターは本所と北後志支所があり、農業生産性の向上や農作物品質向上のための技術支援、効率的・安定的な農業経営のための支援、農村生活の改善のための支援を行っています。

1 農業改良普及センターの管轄区域



後志農業改良普及センター北後志支所
〒046-0015
余市郡余市町朝日町11-1
電話 0135-22-5135

後志農業改良普及センター
〒044-0083
虻田郡倶知安町旭57-1
電話 0136-22-1072

2 農業改良普及センターの普及課題

(1) 普及活動計画の普及課題数

	地域課題		広域課題	合 計
	重点課題	一般課題	推進事項	
本 所	4	7	5	20
北後志支所	1	3		
合 計	5	10	5	



(2) 令和4年度重点課題

【後志農業改良普及センター本所】

- 持続的な地域農業を目指してpart2【R3～7】 (京極町)
- 魅力ある蘭越農業の確立【R3～7】 (蘭越町)
- 経営の発展を支える地域生産体制の確立【R3～7】 (共和町)
- 若い力で創る留寿都農業【R3～7】 (留寿都村)

【後志農業改良普及センター北後志支所】

- 担い手の経営強化による持続的農業の確立【R3～7】 (赤井川村)



VIII 家畜衛生

1 後志家畜保健衛生所の概要

家畜保健衛生所は、家畜衛生の向上により畜産を振興するため、法律で設置が義務づけられている組織です。家畜伝染病予防法、薬機法、獣医師法他法律に基づく業務、家畜の緊急な伝染病や生産性を阻害する疾病・予防・対応などを、管内農畜産関係者の皆さんと連携を図りながら実施しています。

① 家畜伝染病予防事業

- 法定伝染病の定期検査
- 監視伝染病の防疫対策
- 海外悪性伝染病防疫
- 飼養衛生管理基準に基づく調査
- 高病原性鳥インフルエンザ防疫
- 輸移入家畜の着地防疫
- 公共牧場衛生対策
- 死亡牛のBSE検査

② 家畜衛生対策事業

- 生産性向上対策事業
- 家畜衛生だよりの発行
- 防疫演習の開催
- 家畜保健衛生推進会議の開催

③ 病性鑑定事業

- 原因不明疾病の鑑定
- 飼養者等からの依頼による疾病抗体等の検査、証明書の発行

④ 動物薬事・安全対策事業・獣医事

- 動物用医薬品販売業の許認可に係る事務、販売店舗の巡回指導
- 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業の許認可に係る事務
- 畜肉等における抗菌性物質の残留防止対策
- 飼育動物診療施設開設関連事務、飼育動物診療年報事務



防疫演習（防疫作業車両の消毒）



病性鑑定

後志家畜保健衛生所

〒044-0083 虻田郡倶知安町字旭15番地 電話 0136-22-2010 FAX 0136-22-1554

Ⅸ 後志の農業農村整備事業

1 事業の概要

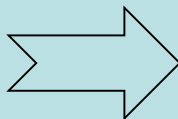
農業農村整備事業は、農業の生産、農村の環境、地域資源の防災保全、農業農村が有する多面的機能の維持増進などの広範で多岐にわたっており、農業者だけではなく、農村に居住する住民、更には都市住民など国民全体の生活を向上させ、農業農村を発展させるために重要な役割を担っています。

しかし、北海道では次世代の農業を担う農家の減少や、高齢化の進行等、多くの課題に直面しています。

このようなことから、本道における農業農村整備の展開方向を明確にし、今後の進め方や重点的な取組などを農業者や農業関係団体、市町村をはじめ道民の皆さんにわかりやすく示すため「北海道農業農村整備推進方針」を平成17年に策定しました。（平成24年に改定）

この方針の中では、次の三つに重点化した取組を行うこととしています。

- いのちの源「食」の生産をささえる
- 多様な担い手と地域をささえる
- 豊かな農村環境をささえる



『豊かな農村空間の創造』



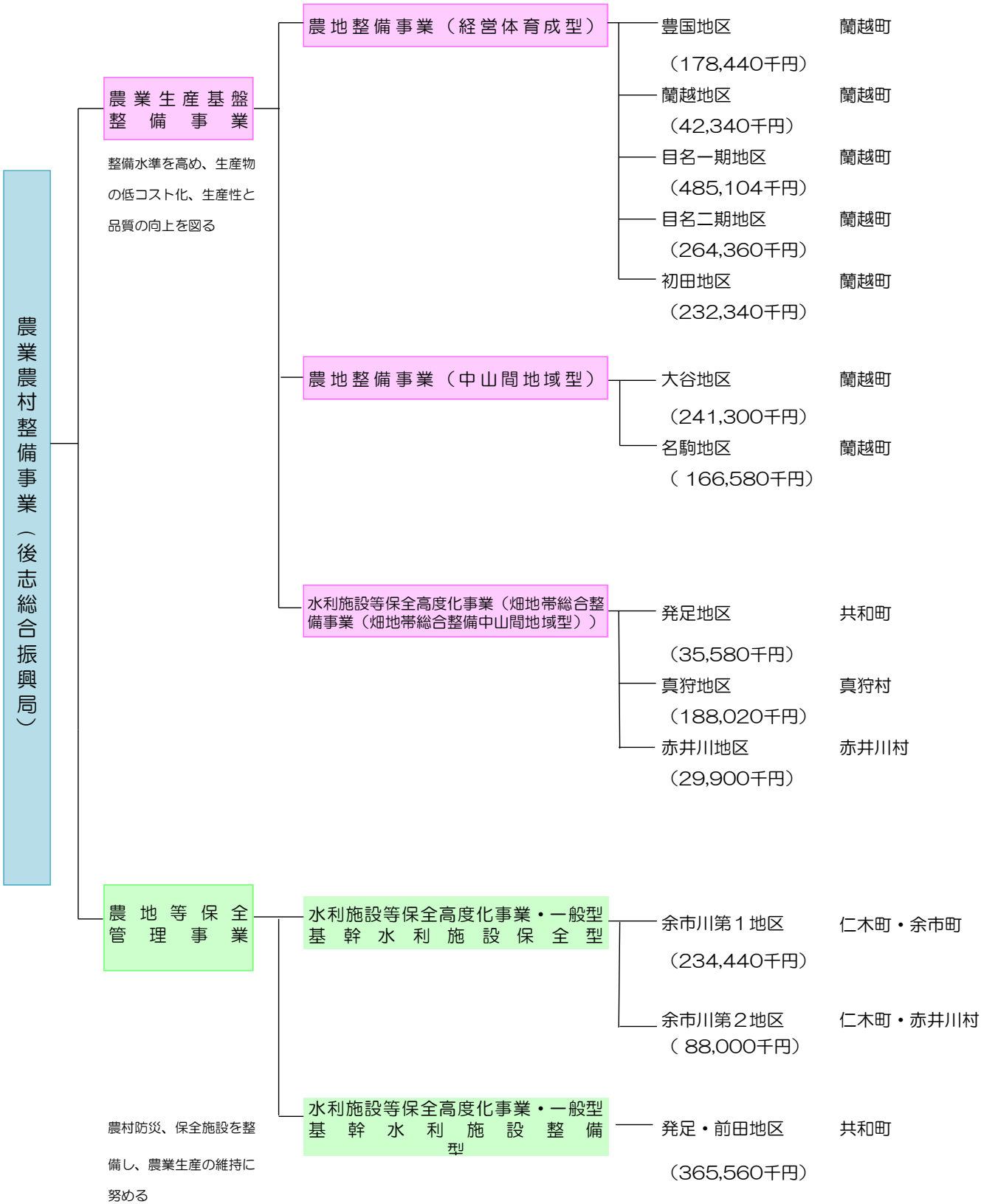
農業用排水路の整備

2 事業の体系

農業農村整備事業は、整備の目的により大きく二つに分けられます。

一つは、安定した農業用水等の確保により、農業の生産性向上を図るための農業用排水施設の整備や、暗きょ排水・区画整理など農作業効率等を向上させ、優良な農地を確保するために水田や畑の整備を行う「農業生産基盤の整備」です。もう一つは、農業生産を維持し農村居住者や国民共有の財産を守るため、老朽化した施設の改修や農地の浸食防止等の整備を行う「農地等の保全と管理」です。（令和3年度の道営事業では、次のページの体系図に示す事業を行っています。）

体系図(道営事業)



3 後志の農業農村整備事業

農業農村整備事業には、北海道が事業主体となって実施する「道営事業」と、市町村や土地改良区等が事業主体となって実施する「団体営事業」とがあります。団体営事業は、道営事業の採択要件を満たさないものや、維持管理に関する事業が主なものとなっています。

① 道営事業

<農業生産基盤の整備>

- 農地に良い土を入れたり、排水条件を良くすることなどにより、農作物の品質と収量が上がります。
- 急斜面の農地を平らにしたり、ほ場の区画を大きくすることなどにより、農作業がしやすくなります。
- 農業用水の確保や地下水の排除などにより、これまで作付けできなかった農作物の導入が可能になります。
- ほ場を整備することにより農地の流動化が進み、経営規模の拡大が可能になります。

<農地等の保全と管理>

- 排水するための施設や防災のためのダムを整備したり、施設の耐震対策や長寿命化対策を行うことなどにより、洪水等の災害を防いだり、被害を軽減させたりします。
- 傾斜地に地すべり防止のためのよう壁を設置したり、農地浸食防止のための排水施設等を整備することなどにより、農地や農業用施設を保全します。

～ 農地整備事業（経営体育成型） 蘭越地区（蘭越町） 実施状況 ～

【整備前】



区画整理

【整備後】

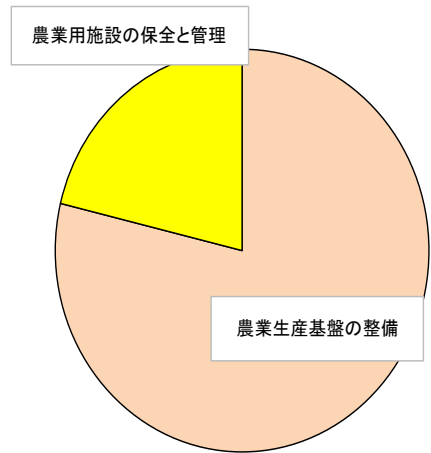


①道営事業

道営事業を実施するための令和4年度予算は次のとおりです。
本年度も引き続き、「農業生産基盤の整備」や「農業用施設の保全と管理」を実施しています。

全体事業費(道営) 2,551,964 千円

- 農業生産基盤の整備 1,863,964 千円 (73%)
 - ・ 農地整備事業【経営体育成型】 5 地区 1,202,584 千円 (47%)
 - ・ 農地整備事業【中山間地域型】 2 地区 407,880 千円 (16%)
 - ・ 水利施設等保全高度化事業・特別型【畑地帯総合整備型(畑地帯担い手育成型)】 3 地区 253,500 千円 (10%)
- 農業用施設の保全と管理 688,000 千円 (27%)
 - ・ 水利施設等保全高度化事業・一般型(基幹水利施設整備型) 1 地区 365,560 千円 (14%)
 - ・ 水利施設等保全高度化事業・一般型(基幹水利施設保全型) 2 地区 322,440 千円 (13%)

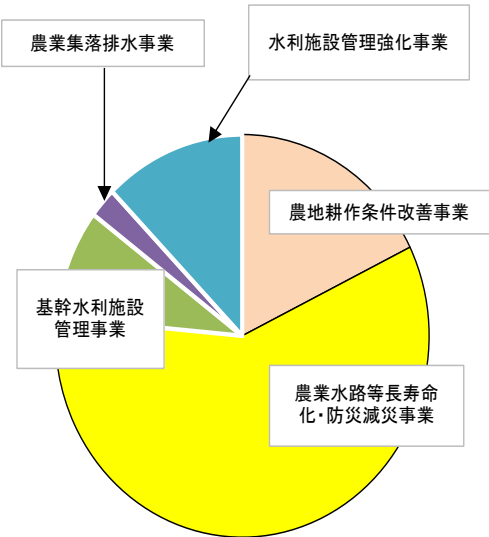


②団体営事業

団体営事業を実施するための令和4年度予算は、次のとおりです。
本年度も引き続き、農地・用排水路の簡易な整備を行う「農地耕作条件改善事業」や「農業水路等長寿命化・防災減災事業」や、水利施設の管理を行う「基幹水利施設管理事業」や、汚水処理施設の整備や更新を行う「農業集落排水事業」等を実施しています。

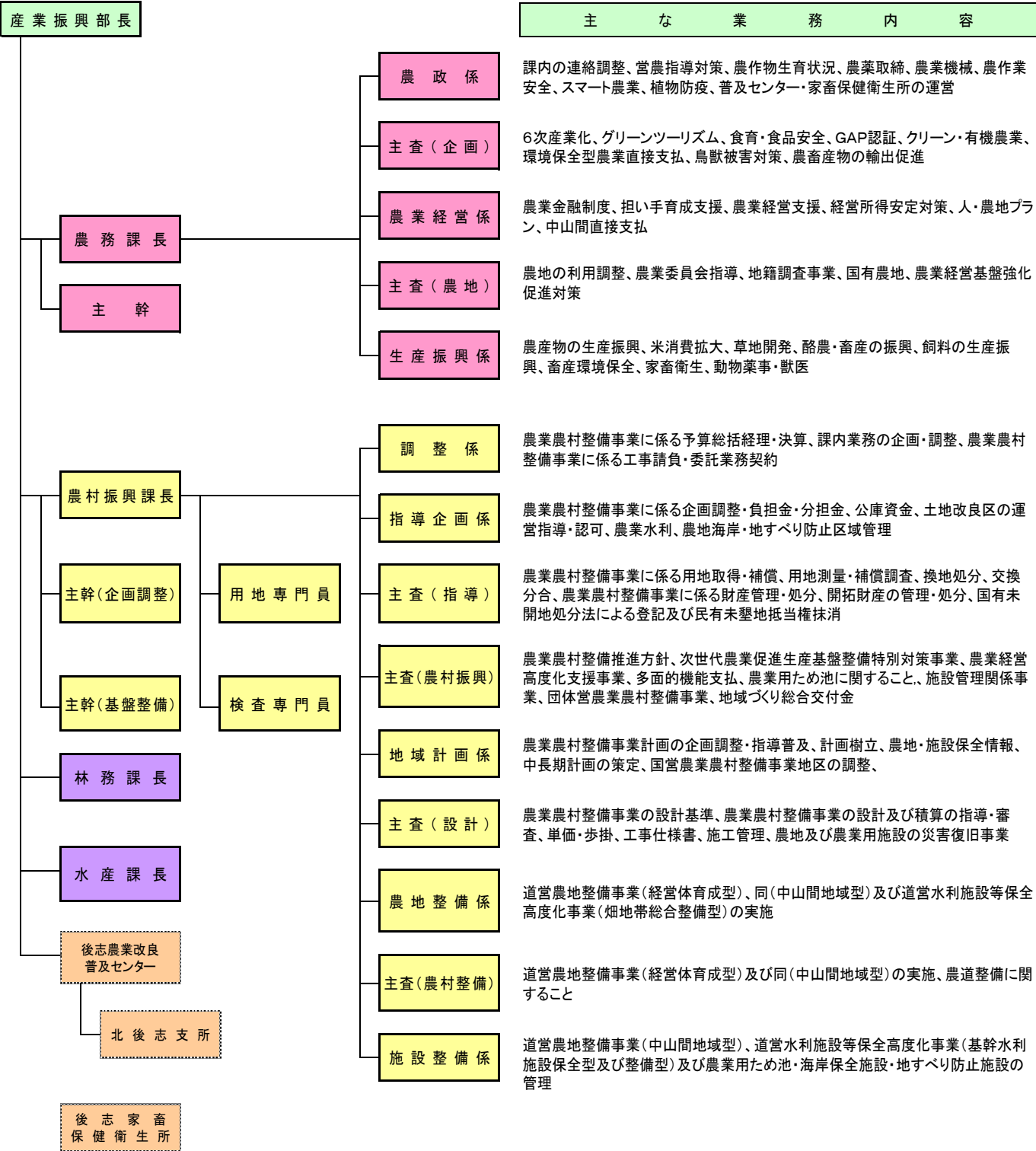
全体事業費(道営) 563,506 千円

- 農地耕作条件改善事業 4 地区 99,802 千円 (18%)
- 農業水路等長寿命化・防災減災事業 6 地区 330,200 千円 (59%)
- 基幹水利施設管理事業 3 地区 49,750 千円 (9%)
- 水利施設等保全高度化事業(基幹水利施設保全型) 1 地区 1,120 千円 (0%)
- 水利施設管理強化事業 3 地区 13,634 千円 (2%)
- 農業集落排水事業 1 地区 69,000 千円 (12%)



X 後志総合振興局産業振興部組織機構図

令和5年4月1日現在



X I 主要農業関係機関一覧

1 農業協同組合

名 称	区 域	住 所	電 話
ようてい	寿都町、黒松内町、蘭越町、 ニセコ町、真狩村、留寿都村、 喜茂別町、京極町、倶知安町	虻田郡倶知安町南1条東2丁目5-2	(0136) 21-2311
きょうわ	共和町、岩内町、泊村、神恵内村	岩内郡共和町前田167	(0135) 73-2121
余市町	余市町	余市郡余市町黒川町5丁目22	(0135) 23-3121
新おたる	小樽市、積丹町、古平町、仁木町、 赤井川村	余市郡仁木町北町3丁目4	(0135) 32-2428

2 農業共済組合

名 称	住 所	電 話
N O S A I 北海道みなみ統括センター	札幌市中央区北4条西1丁目1 北農ビル15階	(011) 522-6570

3 土地改良区

名 称	区 域	住 所	電 話
蘭 越	蘭越町	磯谷郡蘭越町蘭越258-5	(0136) 55-6529
倶 知 安	倶知安町、京極町	虻田郡倶知安町北3条東4丁目2	(0136) 22-2296
共 和	共和町	岩内郡共和町南幌似30-7	(0135) 73-2034
余市川	仁木町、余市町、赤井川村	余市郡仁木町西町1丁目36-1	(0135) 32-3132
余 市	仁木町、余市町	余市郡余市町朝日町26	(0135) 21-2123

4 国の関係機関

名 称	住 所	電 話
北海道開発局小樽開発建設部	小樽市潮見台1丁目15-5	(0134) 23-5136
北海道農政事務所 札幌地域拠点	札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条第2ビル	(011) 330-8821
札幌管区気象台	札幌市中央区北2条西18丁目2	(011) 611-6127

X II 管内市町村の概要

市町村名	面積(km ²)	人口(人)	市 町 村 名 の 由 来	役 場 の は じ ま り	木	花	そ の 他
小 樽 市	243.83	110,426	アイヌ語「オタルナイ」より転化 「砂浜の中」の意	明治2年小樽郡役所設置 明治32年10月区制施行	シラカンバ	ツツジ	(鳥) アオバト
島 牧 村	437.18	1,352	アイヌ語「シュマコマキ」より転化 「背後に岩のある」の意	明治5年8月 永豊村戸長役場設置	ブナ	オオヒラウスユキソウ	
寿 都 町	95.25	2,799	アイヌ語「シュブキベツ」より転化 「川」の意	明治2年 寿都外3郡役所設置	サクラ	ハマナス	(鳥) カモメ
黒松内町	345.65	2,690	アイヌ語「クル・マツ・ナイ」より 「和人の女のいる沢」の意	明治12年 黒松内戸長役場設置	ブナ		
蘭 越 町	449.78	4,547	アイヌ語「ランコ・ウシ」より転化 「桂の木の多いところ」の意	明治32年5月1日 南尻別戸長役場設置	コブシ	コブシ	
ニセコ町	197.13	4,946	アイヌ語「ニセコ」は「深山にあって、 川岸にかぶさるように出ている崖、 懸崖、絶壁」の意	明治34年10月16日 狩太村戸長役場設置	シラカバ	ラベンダー	(鳥) アカゲラ
真 狩 村	114.25	1,951	アイヌ語「マツカリベツ」より転化 「羊蹄山をとりまいて溢れる川」の意	大正11年4月1日 真狩別村設置	カツラ	ユリ ジャガイモ	
留寿都村	119.84	1,895	アイヌ語「ル・スツ」より転化 「道が山のふもとにある」の意	明治30年7月1日 真狩村戸長役場設置	シラカバ	セタナリア アカダモ	
喜茂別町	189.41	2,078	アイヌ語「キム・オ・ベツ」より転化 「奥の川または山間の川」の意	大正6年4月1日 喜茂別村設置	エゾヤマザクラ	インパチエンス	
京 極 町	231.49	2,853	開拓の先駆者である京極高德氏の 姓	明治43年4月1日 東俱知安村設置	ミズナラ	ヒマワリ	
俱知安町	261.34	14,789	アイヌ語「クッシャニ」より転化 「管の(ようなところ)を・流れ出る・と ころ」の意	明治29年4月25日 俱知安村戸長役場設置	イタヤカエデ	キバナシャクナゲ	
共 和 町	304.92	5,659	「共に和やかに和合し、発展しよう」 という合併村の願いを表す	明治30年7月1日 前田村戸長役場設置	イチイ (オンコ)	ミツガシワ	
岩 内 町	70.60	11,658	アイヌ語「イワウナイ」より転化 「硫黄の流れる沢」の意	明治12年4月1日 岩内戸長役場設置	ナナカマド	ハギ	
泊 村	82.27	1,526	アイヌ語「ヘモイトマリ」より転化 「マスを寄せる入海」の意	明治15年4月 泊、盃、神恵内戸長役場設置	サクラ	エゾスカシユリ	
神恵内村	147.79	797	アイヌ語「カムイナイ」より転化 「美しき神の沢」の意	明治13年4月 神恵内戸長役場設置	トドマツ		(魚) サケ
積 丹 町	238.13	1,883	アイヌ語「シャックコタン」より転化 「夏の村、夏場所」の意	明治13年4月 美国戸長役場設置	エゾヤマザクラ	エゾカンゾウ	
古 平 町	188.36	2,798	アイヌ語「フレーピラ」より転化 「赤い崖」の意	明治22年 古平郡戸長役場設置			
仁 木 町	167.96	3,165	開拓の功労者、仁木竹吉の姓	明治17年11月7日 仁木村外2村戸長役場設置	サクランボ	コスモス ラベンダー	(鳥) アカゲラ
余 市 町	140.59	17,920	アイヌ語「ヨーチ」または「イオチ」より 転化 「蛇のいる所」の意	明治5年 余市郡戸長役場設置	リンゴ	リンゴの花	(鳥) カモメ
赤井川村	280.09	1,115	アイヌ語「フレ・ベツ」に由来 「赤い川」の意	明治32年6月10日 赤井川村戸長役場設置	シラカバ	ムラサキヤシオ	

面積: 令和5年 全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)【国土交通省 国土地理院】

人口: 令和4年住民基本台帳人口・世帯数【総務省】

後志の農業 2023

発刊：令和5年5月

発行：北海道後志総合振興局

編集：北海道後志総合振興局産業振興部

〒044-8588

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

TEL 0136-23-1402（農務課直通）

URL <http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>



その先の、道へ。北海道

Hokkaido. Expanding Horizons.